

亀山市公告第 8 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により亀山市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

なお、当該関係書類を亀山市産業建設部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

亀山市長 櫻 井 義 之